

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護事業所

様

有限会社 オフィス中條
なかじょう訪問看護ステーション新発田

重 要 事 項 説 明 書 目 次

- 1, 事業者（法人）の概要
- 2, ご利用事業所の概要
- 3, 事業の目的と運営の方針
- 4, 提供するサービスの内容
- 5, 営業日時
- 6, 事業所の職員体制
- 7, サービス提供の担当者
- 8, 利用料の概要＜訪問看護/介護予防訪問看護＞
- 9, 緊急時における対応方法
- 10, 虐待の防止について
 - 11, 身体拘束の禁止
 - 12, 事故発生時の対応
 - 13, ハラスメントの防止対策
 - 14, 苦情窓口
 - 15, サービスの利用にあたっての注意事項

※ 介護保険での訪問看護サービスに係る加算

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社オフィス中條
主たる事務所の所在地	〒950-0843 新潟市東区栗山2丁目1番22号
代表者（職名・氏名）	取締役 中條 貴之
設立年月日	平成5年7月30日
電話番号	025-277-4210

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	なかじょう訪問看護ステーション新発田	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒950-0016 新発田市豊町4丁目1番15号	
電話番号	0254-28-7899	
指定年月日・事業所番号	平成27年1月1日指定	1560690065
管理者の氏名	八幡 晶子	
通常の事業の実施地域	新発田市、聖籠町、胎内市、新潟市北区、阿賀野市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、お盆（8月15日）、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月31日から1月2日）を除きます。 ※社内研修や天候不良（非常災害）等により臨時休業させて頂く場合がございます。その際には事前に書面又は電話連絡にてお知らせ致します。 ご了承の程、宜しくお願い致します。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 1人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 0人
准看護師	常勤 1人、非常勤 1人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。
担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	看護職員
管理責任者の氏名	管理者 八幡 晶子

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月より）3割（平成30年8月より））が負担となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料

【基本部分】<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額		
		1割負担 ※（注2）参照	2割負担 ※（注2）参照	3割負担 ※（注2）参照
20分未満	3,140円	314円	628円	942円
20分以上30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

<准看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額		
		1割負担 ※（注2）参照	2割負担 ※（注2）参照	3割負担 ※（注2）参照
20分未満	2,830円	283円	566円	849円
20分以上30分未満	4,240円	424円	848円	1,272円
30分以上1時間未満	7,410円	741円	1,482円	2,223円
1時間以上1時間30分未満	10,150円	1,015円	2,030円	3,045円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金		
		1割負担 ※（注2）参照	2割負担 ※（注2）参照	3割負担 ※（注2）参照
1回につき	2,930円	293円	586円	879円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
初回加算（I）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合 ※ただし、初回加算（II）を算定している場合は算定しない。	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算（II）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定の訪問看護を行った場合	3,000円	300円	600円	900円
複数名訪問加算 I	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円	508円	762円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算 II	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,010円	201円	402円	603円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	5740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算（I） (重症度が高い)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき） ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	5,000円	500円	1,000円	1,500円

特別管理加算 II	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症疾患者指導管理 ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に在宅生活についてカンファレンスを行った場合、（退院、退所後の初回訪問看護の際に1回）※特別な場合は2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
サービス提供体制強化加算 (I)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算 (II)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	30円	3円	6円	9円
口腔連携強化加算	・事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。	50円	5円	10円	15円

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担額		
		1割負担 ※(注2) 参照	2割負担 ※(注2) 参照	3割負担 ※(注2) 参照
20分未満	3,030円	303円	606円	909円
20分以上30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	7,920円	792円	1,584円	2,376円
1時間以上1時間30分未満	10,870円	1,087円	2,174円	3,261円

＜准看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額		
		1割負担 ※（注2）参照	2割負担 ※（注2）参照	3割負担 ※（注2）参照
20分未満	2,730円	273円	546円	819円
20分以上30分未満	4,060円	406円	812円	1,218円
30分以上1時間未満	7,150円	715円	1,430円	2,145円
1時間以上1時間30分未満	9,810円	981円	1,962円	2,943円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担額		
		1割負担 ※（注2）参照	2割負担 ※（注2）参照	3割負担 ※（注2）参照
1回につき	2,830円	283円	566円	849円

（注1）左記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）左記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
初回加算（I）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合 ※ただし、初回加算（II）を算定している場合は算定しない。	3,500円	350円	700円	1,050円

初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定の訪問看護を行った場合	3,000円	300円	600円	900円
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円	508円	762円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円	804円	1,206円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円	600円	900円
緊急時介護予防訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき） (訪問看護に対する加算と同様)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算 II	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (訪問看護に対する加算と同様)	2,500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	3,000円	300円	600円	900円
サービス提供体制強化加算（I）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算（II）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	30円	3円	6円	9円
口腔連携強化加算	・事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。	50円	5円	10円	15円

（3）その他利用料（保険外サービス）

エンゼルケア (死後の処置)	ご希望により、死後の処置を行った場合	10,000円
-------------------	--------------------	---------

【減算】※共通

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件
高齢者虐待防止措置未実施減算	<ul style="list-style-type: none">虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。虐待の防止のための指針を整備すること。従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>上記の虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合</p> <p style="text-align: right;">所定単位数の 1. 0 %を減算</p>
業務継続計画未実施減算	<ul style="list-style-type: none">感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 <p>上記の措置が講じられていない場合</p> <p style="text-align: right;">所定単位数の 1. 0 %を減算</p>

（4）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料 2000 円をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（5）支払い方法

左記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

口座振替の場合は、引き落とし手数料（¥110）はご利用者様負担となりますのでご了承願います。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	各銀行の場合、サービスを利用した月の3か月後の5日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に、各引落金融機関より引落を致します。
	ゆうちょ銀行の場合、サービスを利用した月の2か月後の27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に、各引落金融機関より引落を致します。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌々月の20日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 大光銀行 石山支店 普通口座 3504481
現金払い	サービスを利用した月の翌々月の20日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

事業所相談窓口	電話番号：0254-28-7899 担当：八幡 晶子
---------	-------------------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するために研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともにその対応及び時間、その際の契約書の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、委員会の開催及び再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な委員会の開催、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 4. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0254-28-7899 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新発田市高齢福祉課	電話番号 0254-22-3101
	胎内市福祉介護課介護保険係	電話番号 0254-43-6111
	阿賀野市高齢福祉課	電話番号 0250-61-2475
	新潟市北区 健康福祉課高齢介護係	電話番号 025-387-1325
	新潟県国民健康保険団体連会	電話番号 025-285-3022
	聖籠町地域包括支援センター	電話番号 0254-27-6511

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 訪問中に著しい不信行為があった場合は、訪問看護が継続できなくなることがあります。また、訪問看護中のご家族等の喫煙やペット等による訪問看護職員への身体的・心理的な影響が考えられる場合、対応を提案させていただくことがあります。
- (5) 災害時の緊急事態発生の場合、訪問看護サービス提供中の訪問看護職員は、直ちにサービスを中止し、利用者に対応可能な安全確保ののち、事業所に戻り事業者の指示を仰ぐこととします。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、左記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　　所在地　〒950-0843 新潟市東区栗山2丁目1番22号

事業者(法人)名　　有限会社 オフィス中條

代表者職・氏名　　取締役 中條 貴之

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名

本人との続柄

立 会 人 住 所

氏 名

本人との続柄

介護保険での訪問看護サービスに係る加算

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ） 500 単位 (重症度が高い)	特別管理加算（Ⅱ） 250 単位
在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える縫瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

□ 初回加算 [300 単位]

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

□ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ） [600 単位]

- (1) 利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。
- (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

□ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ） [574 単位]

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

□ 退院時共同指導加算 [600 単位]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□ 看護・介護職員連携強化加算 [250 単位]

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合（介護予防は対象外）に加算されます。

□ ターミナルケア加算 [2500 単位]

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

□ 長時間訪問看護加算 [300 単位]

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

□ 複数名訪問加算 [30分未満：254 単位、30分以上：402 単位]

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ サービス提供体制強化加算

勤続年数3年以上の職員を30%以上配置などの要件を満たしている場合。1回の訪問看護につき加算されます。

令和 年 月 日

(事業者) 有限会社 オフィス中條

(事業所) なかじょう訪問看護ステーション新発田

(管理者) 八幡 晶子

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

利用者

住所

氏名

代理人及び立会人

住所

氏名

